

長岡京市商店街防犯設備設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市域の商店街、商店会等（以下「商店街等」という。）において、安心・安全な商店街等づくりを推進し、利用者が安心して買物ができる環境整備を進めることにより市域の商業活性に寄与するため、商店街等が行う防犯設備の設置に必要となる経費について、長岡京市商店街防犯設備設置事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することに関し長岡京市補助金等交付規則（昭和57年長岡京市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助の対象となる団体は、市内の商店街等を形成するもので法人格を有する者又は任意により組織化された商店街等とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費は、商店街等が、賑わい創出に資するために実施する犯罪抑制又は犯罪被害防止活動に必要となる防犯設備機器等の設置に係る経費のうち、次に掲げるものに係る経費とする。

- (1) 防犯カメラ
- (2) 防犯ベル
- (3) その他市長が適当と認めるもの

(補助額等)

第4条 補助金の額は、商店街等が行う防犯設備設置事業に必要となる経費の額に1/2を乗じて得た額以内の金額とする。

2 前項の規定にかかわらず、国又は京都府から補助金、助成金等を受ける場合には、その必要性に鑑みこれを交付するものとする。

3 補助金の交付額の算定において、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする商店街等は、次に掲げる書類を添えて、長岡京市商店街防犯設備設置事業補助金交付申請書（別記様式第1号）により、市長に申請しなければならない。

- (1) 設置場所の位置図
- (2) 積算資料（見積書等の写し）
- (3) 法令及び条例等の許可等が必要な場合は、その許可書等の写し
- (4) 設置機器のカタログ等
- (5) 防犯カメラ設置事業においては、設置予定場所の地域住民との合意形成がなされたことが確認できる資料（議事録等）
- (6) 防犯カメラ設置事業においては、防犯カメラ管理・運用規程の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じた現地調査等により、その適正を審査し、適当と認めるときは、長岡京市商店街防犯設備設置事業補助金交付決定通知書（別記様式第2号）を当該申請をした者に交付するものとする。

2 市長は、前項の規定による交付決定について、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) この補助金は、この要綱に基づく補助事業以外に使用しないこと。
- (2) 防犯設備の設置について、道路交通法（昭和35年法律第105号）その他の法令及び条例等に基づく許可等が必要である場合は、当該許可等を得ること。
- (3) 防犯カメラ設置事業においては、設置予定場所の地域住民との合意形成がなされていること。
- (4) 防犯カメラ設置事業においては、防犯カメラ管理・運用規程を定めていること。
- (5) 補助事業に要する経費の配分若しくは補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止しようとする場合は、市長の承認を得ること。
- (6) 補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (7) 補助事業完了後、第11条の規定に基づき、事業完了届を提出すること。
- (8) 事業が適正に行われることを期するため、必要があるときは、市長が事前に事業の実施状況の報告を求め、又は実施調査を行うことがあること。
- (9) 補助の目的に反するときは、補助金の一部又は全部を返還させることがあること。
- (10) 補助事業に係る収支状況等を常に明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管すること。
- (11) 補助事業の遂行に当たっては、規則及びこの要綱の規定並びに京都府の防犯カメラの管理・運用に関するガイドラインを遵守すること。
- (12) その他市長が必要と認めた事項に対する報告をし、検査を受け又は指示に従うこと。

（申請の取下げ）

第7条 補助金の交付申請をした者は、前条の通知書を受領した場合において、当該申請に係る交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、市長が定める期日までに文書をもって申請の取下げをすることができる。

2 前項の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

（補助事業の遂行）

第8条 第6条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の決定及びこれに付された条件その他市長の補助事業の遂行のための指示及び命令に従い、善良な管理者としての注意義務をもって誠実に補助事業を行わなければならない。

（事業の変更及び承認）

第9条 補助事業者が事業の変更をしようとするときは、長岡京市商店街防犯設備設置事業計画変更承認申請書（別記様式第3号）により市長に申請してその承認を得なければならない。

2 市長は、前項の申請書を受け付けたときは、内容等を検討のうえ承認した場合には、長岡京市商店街防犯設備設置事業計画変更承認書（別記様式第4号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（着手届）

第10条 補助事業者は、事業に着手したときは、直ちに事業着手届（別記様式第5号）により市長に届け出なければならない。ただし、市長が認めた場合は、事業着手届を省略することができる。

（完了届）

第11条 補助事業者は、事業を完了したときは、防犯設備の設置前及び設置後の現場写真並びに事業に要した費用が確認できる書類を添えて、事業完了届（別記様式第6号）により事業完了後30日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに市長に届け出なければならない。

（検査）

第12条 市長は、事業完了届があったときは、速やかに検査を行うものとする。

(補助金の確定通知)

第13条 市長は、検査終了後、補助金の額を確定し、長岡京市商店街防犯設備設置事業補助金確定通知書(別記様式第7号)により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第14条 前条の規定による確定通知を受けた補助事業者は、交付決定通知書の写しを添えて、長岡京市商店街防犯設備設置事業補助金交付請求書(別記様式第8号)を市長へ提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により請求を受けた場合には、当該補助事業者に対し、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは補助金の額の確定を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助金等を目的外に使用したとき、不当に使用したと認められるとき又は使用しなかったとき。
- (2) この要綱に違反したとき。
- (3) 補助金の交付に係る条件に違反したとき。
- (4) 補助金の対象となった事業の経理状況が不適正と認められるとき。

2 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当する場合で、当該補助事業者が既に補助金の交付を受けているときは、期限を定めて補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

3 市長は、前項の場合において、補助金の返還が納期限までに納付されなかったときは、当該補助事業者に対し、規則第15条の規定を適用するものとする。

(是正措置)

第16条 市長は、補助事業者から第11条の事業完了届による届出があった場合において、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これらに適合させるための措置をとるべきことを、当該補助事業者に対して指示することができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。